

令和6年（行ウ）第27号 診療報酬請求事件

原告 藤巻拓郎

被告 社会保険診療報酬支払基金

準備書面（5）

令和7年1月29日

東京地方裁判所民事第2部合議D c 係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 小 松 明 氏

第1 原告準備書面（4）における原告の主張に対する認否

1 第2の1について

（1）第2の1（1）は、a）及びb）ともに、争う。

（2）第2の1（2）は、争う。

（3）第2の1（3）は、争う。

2 第2の2について

（1）第2の2（1）は、争う。

（2）第2の2（2）は、争う。

3 第2の3について

（1）第2の3（1）のうち、平成29年8月分増減点連絡書の初診料査定の理由欄に「審査結果の理由等：『過去にコンタクトレンズ検査料を算定し、当月に眼科疾患があり初診料が算定されています。当該検査の告示において「当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズの装用を目的に受診したことがある患者について、当該検査料を算定した場合は、区分番号A000に掲げる初診料は算定せず、区分番号A001に掲げる再診料又は区分番号A002に掲げる外来診療料を

算定する。」と示されていますのでご留意願います。』」（甲23）と記載されていること、令和5年1月分増減点連絡書の本件患者の初診料査定の理由欄に「審査結果の理由等：『過去にコンタクトレンズ検査料、当月に眼科疾患があり初診料が算定されています。過去にコンタクトレンズを目的に受診した患者には、初診料は算定せず再診料等を算定するとされています。』」（甲6）と記載されていること、令和6年4月分増減点連絡書の初診料査定の理由欄に「審査結果の理由等：『本症例での算定は、縦覧情報を通覧して過剰と判断します。』」（甲57）と記載されていること、及び、本件患者が令和6年5月にも本件診療所を受診した際の原告からの診療報酬請求に対し、被告が初診料の査定をしなかったこと（甲59）は認め、主張は争う。

（2）第2の3（2）について

ア 第2の3（2）アのうち、行政庁が申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は申請者に対し同時に当該処分の理由を示さなければならず（行政手続法8条1項本文）、行政庁が不利益処分をする場合は当該不利益処分の理由を示さなければならないこと（同法14条1項本文）、被告による減点査定に処分性が認められないこと（最高裁昭和53年4月4日判決集民123号501頁、名古屋高裁昭和52年3月28日判決行集28巻3号265頁）は認め、その余の主張は争う。

イ 第2の3（2）イは、争う。

（3）第2の3（3）について

ア 第2の3（3）アのうち、過去に厚生省から「眼疾の自覚症状あり、診察の結果白内障なるも成熟せざるを以って治療を施さず、その後視力障害を来し受診した。このような事例においては、前治療は給付一旦終了したるものと見做し後の給付は別に期間計算を為してよい。」（昭和6年12月26日保険発22）との通知が発せられていることは認め、主張は争う。

イ 第2の3（3）イのうち、過去にコンタクトレンズ装用目的で受診したこ

とがない患者について屈折異常が継続していても初診料を査定していない事例があることは認め、主張は争う。

ウ 第2の3(3)ウは、争う。

(4) 第2の3(4)について

ア 第2の3(4)アのうち、行政庁が申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は申請者に対し同時に当該処分の理由を示さなければならず(行政手続法8条1項本文)、行政庁が不利益処分をする場合は当該不利益処分の理由を示さなければならないこと(同法14条1項本文)、被告による減点査定に処分性が認められないこと(最高裁昭和53年4月4日判決集民123号501頁)は認め、その余の主張は争う。

イ 第2の3(4)イは、争う。

ウ 第2の3(4)ウは、争う。

(5) 第2の3(5)は、争う。

4 第2の4について

(1) 第2の4(1)は、争う。

(2) 第2の4(2)は、争う。

5 第3について

第3のうち、平成28年6月2日付けで閣議決定された規制改革実施計画の中で、診療報酬の審査の在り方の見直しとしてaないしiのような事項が掲げられていることは認め、主張は争う。

第2 原告準備書面(5)における原告の主張に対する認否

1 第1について

第1は、争う。

2 第2について

第2は、争う。

第3 原告準備書面（6）における原告の主張に対する認否

1 1について

1のうち、大阪高裁平成9年5月9日判決判タ969号181頁の判決理由の一部に、原告が引用する記載があることは認め、主張は争う。

2 2について

2は、争う。

3 3について

3は、争う。

以上